

職員の給与の支給に関する規則及び義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第 8 号

職員の給与の支給に関する規則及び義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給与の支給に関する規則 (昭和27年鳥取県人事委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号 (以下この条において「移動項等」という。) に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号 (以下この条において「移動後項等」という。) が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等 (以下この条において「削除項等」という。) を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等 (以下この条において「追加項等」という。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (項の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (項の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定時制通信教育手当の支給)</p> <p>第14条 <u>給与条例第11条の6第1項の人事委員会規則で定める実習助手は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p><u>(1) 高等学校を卒業した者若しくは高等専門学校</u> <u>の第3学年の課程を修了した者又はこれらと同等</u> <u>以上の学力があると人事委員会が認める者で、そ</u> <u>の者の従事する実験又は実習 (次号において「担</u> <u>当実習」という。) に関し技術優秀と認められる</u> <u>もの</u></p> <p><u>(2) 3年以上担当実習に関連のある実地の経験を</u> <u>有する者で、当該担当実習に関し技術優秀と認め</u> <u>られるもの</u></p>	<p>(定時制通信教育手当の支給)</p> <p>第14条 <u>管理職手当の支給を受ける者に係る定時制通</u> <u>信教育手当の支給割合は、100分の8とする。</u></p> <p>2. <u>定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手は、</u> <u>次の各号の一に該当する者とする。</u></p> <p><u>(1) 高等学校を卒業した者若しくは高等専門学校</u> <u>の第3学年の課程を修了した者又はこれらと同等</u> <u>以上の学力があると人事委員会が認める者で、そ</u> <u>の者の従事する実験又は実習 (次号において「担</u> <u>当実習」という。) に関し技術優秀と認められる</u></p>

<p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 定時制通信教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 勤務しなかった場合（給与条例第12条の2第1号の場合及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第15条の表第1号の場合を除く。）</p> <p><u>4</u> 月の中途において新たに採用された実習助手のうち、採用された月の前月の末日における担当実習に関連のある経験年数が、<u>第1項第2号</u>に規定する年数に達しない者に対しては、採用された月における定時制通信教育手当は支給しない。</p> <p><u>5</u> 略</p>	<p>もの</p> <p>(2) <u>3年以上担当実習に関連のある実地の経験を有する者で、当該担当実習に関し技術優秀と認められるもの</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 定時制通信教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の<u>一に</u>該当する場合は支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 勤務しなかった場合（給与条例第12条の2第1号の場合及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年<u>12月</u>鳥取県人事委員会規則第15号）第15条の表第1号の場合を除く。）</p> <p><u>5</u> 月の中途において新たに採用された実習助手のうち、採用された月の前月の末日における担当実習に関連のある経験年数が、<u>第2項第2号</u>に規定する年数に達しない者に対しては、採用された月における定時制通信教育手当は支給しない。</p> <p><u>6</u> 略</p>
---	--

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第2条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「削除号」という。）を削る。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。）を削る。

改正後	改正前
<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（条例第1条の2に規定する短時間勤務職員及び条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨</p>	<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（条例第1条の2に規定する短時間勤務職員及び条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨</p>

てた額とする。)とする。

(1)及び(2) 略

(3) 前条に規定する職員で高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務するもの(次号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額

(4) 前条に規定する職員のうち、条例第11条の6の規定による定時制通信教育手当を支給される職員その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額(定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)

てた額とする。)とする。

(1)及び(2) 略

(3) 前条に規定する職員で高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務するもの(次号及び第5号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額

(4) 前条に規定する職員のうち、条例第11条の6の規定による定時制通信教育手当(以下「定時制通信教育手当」という。)を支給される職員で、定時制教育(夜間において授業を行う課程に係るものに限る。)又は通信教育に従事するものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額(定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)

(5) 前条に規定する職員のうち、定時制通信教育手当を支給される職員で、前号に掲げる職員以外のものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の2を乗じて得た額(定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。